



財務局長会議において挨拶する竹中大臣と伊藤副大臣
(1月28日)
→ [P26](#)に関連記事



「金融経済教育を考えるシンポジウム」で基調講演する竹中大臣
(1月31日)
→ [P7](#)に関連記事

目次

【トピックス】

15年9月期の不良債権の状況等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 いわゆる「外国為替証拠金取引」に関する金融庁の取組み
 ～金融商品販売法施行令の改正～・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 英国金融サービス機構（FSA）の上場規則見直し提案へのパブリック・コメント・レターの
 発出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 証券仲介業者の監督等に関する事務ガイドラインの改正について・・・・・・・・・・ 5
 バーゼル委員会のBIS規制見直し協議の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

【特集：「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催】・・・・・・・・・・ 7

【金融フロンティア】家計と金融経済教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

【特集：平成16年度税制改正(案)における金融・証券税制に係る措置について】・・ 18

【集中連載】市場機能を中核とする金融システムに向けて（金融審議会金融分科会第一部会報告）＜第2回＞・・ 20

【ピックアップ：中小企業金融】

☆ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について・・・・・・・・ 24
 ☆ 財務局長会議の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

【集中連載】金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂について＜第2回＞・・ 27

【金融ここが聞きたい！】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

【金融便利帳】

今月のキーワード：証券取引所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

【お知らせ】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

【1月の主な報道発表等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34



【トピックス】

15年9月期の不良債権の状況等について

平成15年9月期の全国銀行の不良債権（金融再生法開示債権ベース）は31.6兆円であり、15年3月期の35.3兆円と比べて▲3.7兆円の減少となっています。

不良債権の増減を内訳別にみると、要管理債権については、▲2.9兆円と大幅な減少となり、危険債権及び破産更生等債権についても▲0.8兆円の減少となりました。

不良債権が減少した主な要因としては、要管理債権について、新規発生が抑制される一方、業況改善、企業再生の進展等に伴う健全債権化が進んだこと（▲2.2兆円）等が挙げられます。

※ 15年9月期の不良債権の状況等を含めた過去の状況等について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[不良債権の状況等について（平成12年3月期～平成15年9月期）](#)にアクセスしてください。

いわゆる「外国為替証拠金取引」に関する金融庁の取組み

～金融商品販売法施行令の改正～

いわゆる「外国為替証拠金取引」に関しては、金融庁として、昨年12月2日に、[証券会社の監督上の事務ガイドライン](#)を改正し、証券会社がこの取引を取り扱うに際して留意すべき事項を定めた規定を策定しました。また、これに併せて、この[取引を行う者に対する注意喚起](#)として、この取引を行う場合の注意点を整理し、金融庁ホームページにおいて公表したところです（こうした金融庁の取組みについては、[「アクセスFSA第13号」](#)をご覧ください）。

こうした取組みに加え、今般、金融商品の販売等に関する法律（以下、「金融商品販売法」と言います。）施行令を改正し、この取引を証券会社以外の業者が取り扱う場合においても、金融商品販売法の対象とすることにしました。

1. 金融商品販売法施行令の改正の趣旨

外国為替証拠金取引は、一般には約定元本の一定率の証拠金を取扱業者に預託し、差金決済（現物の受渡しを行わず反対売買による差額の授受により決済を行うもの）による外国為替の売買を行う取引とされますが、証券会社が取り扱う場合の取引の実態が、証券取引法等に規定する金融等デリバティブ取引の一つである「直物為替先渡取引」に該当すると考えられます。証券会社は同法の規定により兼業業務として当該取引を行うことができますが、金融商品販売法は、従来、こうした業法（銀行法や証券取引法等のように業者に対する許認可、監督等を規定している法律）の規定により業務として行うことができる金融等デリバティブ取引を対象としてきました。

しかしながら、外国為替証拠金取引が、証券会社等、業法の規定に基づいて行う業者以外の様々な業者においても広く行われるようになってきたことを踏まえ、顧客保護の観点からは、「直物為替先渡取引」と同様の形態でこの取引を行っているのであれば、業法の規定により行われる取引に限らず金融商品販売法の対象することが適当と考えられます。

このため、金融商品販売法施行令を改正し、業法の規定に基づかないで業者が取り扱う場合にお



いても、この法律の対象とすることとしました（平成 16 年 2 月 4 日公布、平成 16 年 4 月 1 日施行）。

（注）「直物為替先渡取引」とは、「当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引」を言います。

2. 外国為替証拠金取引を金融商品販売法の対象することに当たっての留意点

金融商品販売法は、いわゆる業法ではなく、金融商品の販売に際して、顧客保護を図ることを目的に、金融商品販売業者等にリスク等の重要事項について顧客に説明する義務を課し、説明をしなかったことにより顧客が損害を被った場合に当該業者等に損害賠償責任を負わせるもので、不法行為に関する民法の特則を定めているものです。

この法律では、業者に説明義務があることが明らかにされていますので、説明義務の存在についての争いなくなり、また、説明がなかったのでリスクを認識せずに購入したことや、元本割れとなっている額が損害額であることが推定されますので、こうした点において、裁判での顧客側の立証負担は軽減されることとなります。

また、業者が金融商品を販売するに際して、あらかじめ勧誘方針を策定し、公表することが義務付けられます。

このように、この法律は、私人間の金融商品の取引における救済のための損害賠償責任を金融商品販売業者等に課すことにより顧客保護を図ることを目的とするものですので、この法律の性格上、以下のような点について留意が必要です。

(i) 外国為替証拠金取引が金融商品販売法の対象となるからといって、この法律が、取扱業者に当該取引を行えることを認めるものではありません（いわゆる「お墨付き」を与えるものではありません。）。仮に、取扱業者が「金融商品販売法により許認可等を受けたものである。」とか、「政府や金融庁により認められた取引である。」といったようなことを言うことは誤りです。

(ii) また、業法の規定によらないで行われる外国為替証拠金取引に関して、刑法上の賭博罪との関係を指摘されることがありますが、この取引が金融商品販売法の対象となることと刑法の適用の有無は関係ありません。したがって、今回の政令改正は、刑法上の賭博罪との関係で、その行為の違法性が阻却されるか否かに影響を与えるものではありません。

今回の金融商品販売法施行令の改正により、外国為替証拠金取引を取り扱うすべての業者が、金融商品販売業者等として、この法律の適用対象となります。したがって、すべての取扱業者は、重要事項の説明義務や勧誘方針の策定・公表義務の履行などこの法律を遵守し、適正な勧誘の確保に努めることが求められます。

※ 金融商品販売法の概要については、金融庁ホームページの「金融サービス利用者コーナー」から [「金融サービスの利用者の保護の制度の概要 金融商品販売法の概要」](#) にアクセスしてください。



英国金融サービス機構（F S A）の上場規則見直し提案への パブリック・コメント・レターの発出について

1．英国を含む欧州連合（E U）における動き

欧州連合（E U）では、2005 年の欧州域内金融市場の統合を目指し、「金融サービス行動計画」（F S A P）に基づき、市場基盤の整備が急速に進められています。

それら最近の基盤整備のうち、「目論見書指令」や「透明性指令案」では、E U域内で証券の公募・上場を行ってきている、または今後行うE U域外の証券発行者に対し、I A S（国際会計基準）またはI A Sと同等の会計基準にしたがって財務諸表を作成するよう定められています。

また、英国においても、欧州金融市場における主要市場（シティー）として、E U全体の動きに沿い、2003 年 10 月に英国F S Aが上場規則見直しに関する提案を行いました。提案では、E U域外の外国企業に対し、投資家にとっての情報の比較可能性を高めるため、I A Sまたは米国基準の使用を義務づけるべきかどうかについて、パブリック・コメントが求められています。

英国を含む欧州におけるこのような動きに対して、我が国の市場関係者の間で、日本の会計基準が将来的に欧州で利用できなくなる可能性が懸念されています。

2．基本的考え方

欧州の資本市場（特にロンドン市場）は、我が国の証券発行者にとって重要な市場です。欧州市場で我が国会計基準が受け容れられない場合、我が国証券発行者がE U域外市場にシフトする可能性も指摘されています。欧州資本市場が引き続きその開放的かつグローバルな性格を維持することは互いの利益となると考えられます。

また、いわゆる会計ビッグバンなどを通じて、我が国の会計基準は、米国会計基準や国際会計基準（I A S）のような国際的な会計基準と整合的なものとなっています。今後とも、会計基準が世界的に収斂していくという大きな方向を見据えながら、基準の整備・改善に努めることとなります。

3．対応

金融庁としては、英国を含む欧州に対し、我が国会計基準を引き続き受け容れるよう、これまで重ねて要請してきています。例えば、昨年 11 月の「日・E U財務金融ハイレベル対話」において欧州委員会（E C）に対し指摘したほか、個別訪問やレターの発出をしています。また、1月 27 日には英国F S Aにパブリック・コメント・レターを出しました。

こうした問題に対しては、米国企業会計改革法への対応の際と同様、官民の関係者が協調して対応することが重要となりますが、英国F S Aに対しては、日本経済団体連合会、東京証券取引所や全国銀行協会もパブリック・コメント・レターを出してあります。

このような取組みもあって、世界の主要金融センターであるロンドン市場（シティー）を擁する英国関係者の間では、問題の所在が十分認識されているようです。実際、ロンドン証券取引所が英国F S Aに出したパブリック・コメント・レターでは、米国基準と日本基準を認めるよう要請されているようです。

金融庁としては、今後とも、関係者と協調しつつ、この問題に取り組んでいく考えです。

※ 金融庁のパブリック・コメント・レターの詳細については、金融庁ホームページの「国際機関関連情報」の「その他」から[平成 16 年 2 月 12 日「国際会計基準委員会（I A S C）財団の定款見直しに関する協議へのパブリック・コメント・レターの発出について」](#)にアクセスしてください。



証券仲介業者の監督等に関する事務ガイドラインの改正について

- 事務ガイドライン「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について」の一部改正

金融庁では、昨年5月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年法律第54号）」に盛り込まれた項目の大部分が、本年4月1日から施行されることや、新たに国債の入札前取引が開始されることなどに伴い、改正が必要となった証券会社の監督にかかる事務ガイドラインにつき、去る1月30日付で改正し、その旨を公表しました。なお、主な改正内容は以下のとおりです。

1. 証券仲介業者の監督等に関する留意事項

(1) 証券仲介業制度が創設されたことに伴い、証券仲介業者の監督等に関する項目を新設し、登録申請の審査、行為規制の適用等について留意すべき事項を追加しました。具体的には以下のような事項が盛り込まれています。

- ・ 証券仲介業者の登録申請の審査にあたって、確認すべき事項（組織、人的構成など）
- ・ 各種行為規制等に関する考え方
- ・ 証券仲介業者の従業員等のうち、外務員登録が必要となる者の範囲

なお、証券仲介業者についても、禁止行為や業務の状況に係る規制など、証券会社と基本的に同様の規制が法令により課されていることから、多くの項目について、証券会社に関する規定に準じて取り扱うこととしています。

(2) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令で定められた、証券会社が証券仲介業者に業務の委託を行う際の行為規制等について留意すべき事項を追加しました。具体的には以下のような事項が盛り込まれています。

- ・ 証券会社が証券仲介業者に業務の委託を行う際に、証券仲介業者に対して顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底を求めること
- ・ 証券会社が、業務の委託を行った証券仲介業者の投資勧誘実態を把握したうえで、必要があればその適正化を求めること
- ・ 証券会社が、業務の委託を行った証券仲介業者に対して、研修等を通じて法令遵守意識の徹底を図ること
- ・ 証券会社が証券仲介業者に業務の委託を行う際の、投資信託の乗換勧誘にかかる説明や、個人向け社債にかかる説明に関する責任の振り分け

2. 証券会社の主要株主規制に関する留意事項

証券会社の主要株主制度が創設されたことに伴い、各財務局が証券会社の主要株主からの議決権保有に係る届出を受理した際には、当該証券会社を監督する財務局長等へ届出書を送付するなど、事務処理について留意すべき事項を追加しました。

3. 国債の入札前取引を行う際の留意事項

国債の入札前取引を行った場合の取扱いについて留意すべき事項を追加しました。具体的には、約定時点では確定しない銘柄、単価、利率等の項目について、入札が実施され取引条件が確定した後に、顧客に対し、当該取引条件を通知することなどを定めています。

※ 事務ガイドラインの改正内容の詳細については、金融庁ホームページの「報道発表など」のコーナーから[「事務ガイドライン（証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等にあたっての留意事項について）」の一部改正について（平成16年1月30日）](#)にアクセスしてください。



バーゼル委員会のB I S規制見直し協議の動向

バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委員会。」）は、本年1月14～15日にスイス・バーゼルにて、新B I S規制案の部分的な修正案（注）に関する市中協議の結果等を踏まえて議論を行い、その結果をプレス・リリースとして公表しました。

（注）バーゼル委員会は、昨年10月に、プレス・リリース「バーゼルⅡ：主要事項に関する大幅な進展について」の中で、新B I S規制に係る「第三次市中協議案（CP3）」の部分的な修正案として「期待損失と非期待損失の取扱いに関する提案」を公表し、昨年末まで市中協議を行いました。（⇒[アクセスFSA 第12号\(平成15年11月\)](#)【海外最新金融事情】「最終段階に入ったバーゼル委員会のB I S規制見直し協議」もあわせてご覧ください。）

今回のプレス・リリースにおいて、バーゼル委員会は、昨年10月にマドリッドで定めた予定に従い、銀行の自己資本に関する国際合意の改訂作業に引き続き進展がみられたとして、新B I S規制案について本年(2004年)央までに決着を図るとの決意を改めて明らかにしています。このプレス・リリースの主な内容は以下の通りです。

- ・ 新B I S規制案の部分的な修正案に対して市中から寄せられたコメントは、信用リスクの計測における期待損失（EL）と非期待損失（UL）の取扱いに係るバーゼル委員会の提案を概ね支持するものであり、自己資本比率規制を、各国の主要な銀行が内部管理上の経済資本（エコノミック・キャピタル）を算出する際に用いている手法により近づけることについて、概ね賛同が得られた。
- ・ また、以下のような論点について、重要な進展がみられた。
 - （i）証券化の内部格付手法に係る取扱いの簡素化
 - （ii）第二の柱（監督上の検証）の諸原則の明確化
 - （iii）信用リスク削減方法の取扱いの再検討
 - （iv）新B I S規制の実施に係る母国・現地当局の協調関係

今回のプレス・リリースには、これらのうち（i）、（ii）に関する説明が添付されています。また、同プレス・リリースの中で、いくつかの技術的な論点に関し詳細を追って公表することとしていたものについても、バーゼル委員会の提案等が1月30日に公表されています。

なお、バーゼル委員会は、次回5月の会合において、同委員会の下に設置された各作業部会が行う提案を踏まえ、残された論点について所要自己資本の水準調整の問題と併せて検討を行う予定です。

我が国としては、新B I S規制案の公表まで、引き続きバーゼル委員会の場で十分に議論をするとともに、国内実施に向けての準備も全力で進めていきたいと考えています。

（参考）今後の予定

2004年央まで	新B I S規制案の公表
2005年末	内部格付手法等の予備計算開始（比率の公表はせず）
2006年末	新規制の適用開始

※ 本稿の中で紹介されているバーゼル委員会の公表文書は、いずれも金融庁（または日本銀行）のウェブサイトにおいて、原文、仮訳とも入手することができます（ただし、仮訳は一部概要のみ）。金融庁ホームページの「インフォメーション」のコーナーから「国際関連情報」の「[バーゼル銀行監督委員会](#)」にアクセスしてください。



特集：「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催



金融庁金融研究研修センターの主催により、「未来を担う世代のために、いまできること」をテーマに「金融経済教育を考えるシンポジウム」を平成16年1月31日（土）に津田ホール（渋谷区千駄ヶ谷）において開催しました。

今回のシンポジウムは、金融を取り巻く環境が大きく変化してきていることなどから、金融やその背景にある経済に関する教育に対する理解を深めてもらうことを目的として開催しました。

シンポジウムの式次第は、下記のとおりでしたが、今月号では、吉野直行金融研究研修センター長の主催者挨拶及び竹中金融担当大臣の基調講演について掲載します。

式次第

- 13：30 主催者あいさつ（吉野直行金融庁金融研究研修センター長）
- 13：35 基調講演（竹中平蔵金融担当大臣）
- 13：50 パネル・ディスカッション
パネリスト（順不同）
 - 新井 明（都立国立高等学校教諭）
 - 伊藤 元重（NPO法人「金融知力普及協会」理事長）
 - 柳谷 孝（野村証券専務執行役）
 - 竹中 平蔵（金融担当大臣）
- コーディネーター：野中ともよ（ジャーナリスト）
- 15：20 プレゼンテーション
- 16：00 終了



吉野直行金融研究研修センター長の挨拶

ただいまご紹介いただきました金融庁の金融研究研修センター長の吉野でございます。今日は金融経済を考えるシンポジウムにご参加いただきまして、どうもありがとうございます。

金融研究研修センターは平成13年7月に設立されまして、金融庁の頭脳として色々な研究にあたっております。現在は10名の研究スタッフを中心に、12本の色々な研究の論文を発表いたしております。



今日は金融研究研修センターが初めて行います国内のシンポジウムでございます。私どもはこういう国内のシンポジウム、それから海外のシンポジウムをできれば毎年開催させていただきたいと思っております。

今日のテーマは金融経済教育ということですが、日本がいま一番遅れているのは、いかにして資産運用するか、より良い金融商品を稼いでいくか、こういうのが一つ。と同時に、それから負債の側で消費者ローン、あるいは住

宅ローン、色々なローンの問題が起こっておりますので、金融経済教育を通じまして、資産運用の面、それから今度は負債側としての借り入れの面、こういうものを我々みんなが勉強していかなければいけないと思っております。

それから日本の産業では、これまでは製造業が非常に強い力を持っていたわけですが、製造業がだんだんにアジアに海外拠点を移す中で、イギリスなどを見ていると、製造業が衰える一方で金融業が強くなっていくということがあったと思います。ですから、金融経済教育では金融機関の運用能力を高める。それから、我々国民が一生懸命資産運用をやっていくということだと思います。

一つ例を取らせていただきたいのですが、日本の家計の金融資産は大体1,400兆円、1,380兆ぐらいあります。このお金がもし皆さんが3%で毎年金利を稼げたらどうだろうかと言いますと、1,400兆円の3%ですと42兆円になります。これはもし我々が3%稼げれば、単年度の財政赤字の分が全部飛んでしまうぐらい稼げるわけです。つまり、我々国民が色々これから苦勞しながら金融経済教育を勉強して、それでいい運用をしていく。こういうことが今後も大切ではないかというふうに思っております。

本日は竹中大臣をはじめ、すばらしい方々にお越しいただきまして、パネルディスカッションを計画いたしております。どうぞ皆様、勉強しながら、今日参加されないほかの方々にも是非お伝えいただければと思っております。

今日はお忙しい中をご参加いただきまして、どうもありがとうございます。

竹中金融・経済財政政策担当大臣基調講演

ご紹介をいただきました金融・経済財政担当の竹中平蔵です。今日こういう形で金融経済教育についてシンポジウムを持たせていただくことができまして、これだけ多くの方々にお出でいただきました。

また、私自身、皆さんの前でこういうお話の

機会を与えられましたことを大変光栄に思っております。色々な所でお話する機会はあるのですが、金融経済教育についてお話しするというのは、考えてみれば私自身初めてのことでないかと思っております。

いま吉野センター長のお話にもありましたよ



うに、金融庁としてもこういうセンターを創って、金融の研究と教育に本当に従来以上に力を入れていこうと、その一つのきっかけ、トリガーになるイベントだと思っております。後ほどそうそうたるパネリストの方も登場されますし、若い学生の皆さん方のプレゼンテーションもごさいます。是非皆さんと一緒に日本の金融経済教育の話を考えさせていただきたいと思っております。

私自身、金融・経済財政担当の大臣をいましていただいている。そうすると金融・経済・財政については常に色々なお話が出ます。まずよく聞く話は、「いや、経済は大事かもしれないけれども、人生にとってもっと大事なものがあるだろう」。私はそのとおりだと思います。金融・経済・財政がどれほど大事かというのは、おそらく皆さんによって色々な思いがあるのではないかと思います。

しかし、同時に例えばアンケート調査をとって、「何を期待しますか」「いま何を一番望みますか」というと、ほとんどの場合、「景気回復を期待します」という答えが返ってきます。それだけ現実問題として、経済問題に対する関心は高いということを示しているのだらうと思います。

20世紀を代表するジョン・メイナード・ケインズという経済学者がいますが、彼は大変面白いことを言っています。それは、「経済学者の仕事は実は歯医者さんのようなものなのだ。歯医者さんがなぜいるかという、虫歯があるからいるんだ。虫歯はいずれ治療したらなくなる。そうすると、歯医者（経済学者）の仕事なんかなくなってしまうんだ」、つまり、彼は人生の中には経済以外にもっと大事なことがあるのであって、それは例えば自分の生きがい、家族との愛、色々なことがあるのだと思いますが、そういうことにこそ、我々人間は力を注がなければいけない。繰り返して言いますが、私は全くそのとおりだと思います。

しかし、ケインズが生まれてもう100年以上になるわけですが、経済問題は未だに続いていて、アンケート調査による限り、国民の最大の関心事は経済の問題である。その意味で我々ももっと素直に、もっと正面から、経済の問題と向き合って生きていかなければいけないのではないだらうか。

私は金融経済教育の原点は、まさに人間が生きるときに、その色々な問題と正面から向き合おうではないかということにあるのではないかと、かねがね考えております。例えば我々は

色々な生活を営みますけれども、その生活を経済という面から捉えると、働いて所得を稼ぐということがある。所得を稼ぐためだけに働くではありません。しかし、我々が働くということを経済的な側面から見ると、やはり所得を稼ぐという側面がある。稼いだお金はどうするか。これは資産としてしっかりとためて運用をしていかなければいけない。資産を蓄積するという行為が入ってくる。同時に我々は生きて、家族や友だちと楽しい時間を過ごして、つまり消費をしていくという、お金を使うという側面がある。我々にとって重要なのはまず稼ぐということなんだと思います。

『国富論』を書いたアダム・スミスはその著の中で、「国富の源泉は一般的な労働である。働いて付加価値を生み出して、お金を稼ぐということが重要だ」ということを明確に述べている。その意味では私たちはこれまでもある意味でしっかりと稼いで、それをしっかりと蓄積して、資産を形成して、それで消費するということを営んできました。

しかし、いまなぜ改めて日本の金融経済教育を考える必要があるのだらうか。私自身はかねがね次のように考えてきました。それはこれまでの日本は、いま私が申し上げた、稼いで、資産を蓄積して、そして消費をする、そういう行いを営むにあたって、かなり特殊な環境に置かれてきたという側面があるのではないだらうか。

まずもって、稼ぐ。非常に高い潜在的な成長力を持った経済に我々は長年おりました。高度成長期のみならず、高度成長期が終わった後も私たちの所得は順調に増えていった。したがって、まずしっかりと所得を稼ぐということに対して、比較的、私たちの社会は恵まれた環境であって、その中でしっかりと今はお金を稼ぐと。

日本の場合、ご承知だと思いますが、退職金の制度があるわけです。退職金は言わば給料の後払いという側面を持っていますから、とにかく今は一生懸命働けばいい。後からそれが退職金か、色々な形で自分たちの所得として実現されてくる。そういう環境に置かれていた。

一方で、稼ぐの次の資産蓄積であります。考えてみるとそこに土地という非常に特殊な資産があった。過去40年ぐらいのデータを見ますと、過去40年間に日本の消費者物価は5倍程度に上昇しているのですが、その消費者物価が5倍に上昇する間に、3大都市圏の住宅地の価格は最高220倍になりました。物価が5倍の間に土地が220倍になった。土地神話という言葉



葉はまさにそういう環境の中から出てきた。

とにかくがんばってある程度稼いで、ある程度まとまった段階で、土地を買えば、ないしは土地の付いた家、マンションを買えば、それは間違いなく、ほとんどリスクなく、個人の資産蓄積に資する。繰り返しますが、だから神話、土地神話という言葉が出てきたのではないかと私は思います。

その意味では稼ぐにあたっては、資産を蓄積するにあたっては、我々は必ずしも本質的な問題と十分直面しなくても、何とかやっていけるという環境に置かれてきたのではないだろうかと思えます。

しかし、ご承知のように 1990 年代に入って、そうした私たちを取り巻く環境は大きく変わった。この中で私たちは本来考えていかなければいけない、いかに稼ぐか、そしていかに資産を蓄積するかという、本来の目的に直面したのではないかと私は思います。いま金融経済教育をもう一度全員で考えてみようではないかという、その根本はいま申し上げたような諸点にあるのではないかと私は考えております。

しからば、日本の金融経済等々に関する教育は一体どのような状況になっているのだろうか。私は教育現場におりませんので、後から出てこられる現場の方々には是非伺って、今日は色々勉強したいと思っておりますが、しかし、私自身、この点に関するささやかな経験をしたことがございます。

大臣に就任したのは2年9カ月前ですが、その更に数カ月前に、NHKの「ようこそ先輩、課外授業」という番組を皆さんご覧になったことがあると思いますが、あの番組に呼ばれまして、私が卒業した小学校に行きまして、自分の分野である経済のことを教えろという機会がありました。

私は和歌山市の吹上小学校というごく普通の公立の小学校に行ったのですが、そこに行きまして6年生の子供たちに経済のことを教える。これは困りました。正直言いまして、一体何を話していいのかわからないような体験を持った。

しかし、子供たちと話していて、わかったことがあります。子供たちにも経済はあります。経済的な活動を彼らも行っています。しかし、彼らが行っているのは、お母さんやお父さんからお小遣いをもってコンビニやスーパーに行って買う。物を買うという、消費をするという側面だけで、子供たちは社会と接触しているん

だなど感じました。

もちろんお父さん、お母さんは働いている。その背中を見て、その向こうにある会社、生産の現場を感じなくはないのですが、子供たちにとっては当面は消費の問題なんだ。

私はそこで和歌山市出身の松下幸之助さんの話をして、「松下幸之助さんは一体どういうことをしたのか。彼は二股ソケットというのを作って、それでビジネスの世界に入っていくわけですが、それはみんなが欲しいと思っている物を作ったんだ。安く作ったんだ。それで松下幸之助さんはお金持ちになった。お金持ちになっただけではなくて、たくさんの人を雇って、給料を払えるようになった。同時に松下さんは地元の和歌山市にたくさんのお金を寄付してくれて、松下記念体育館や図書館を作ってくれた。そういう意味でしっかりとお金を稼いで、それをしっかりと貯めて使うというのは、素晴らしいことではないか。みんなもそうなるよ。みんなが松下幸之助さんみたいになったら、和歌山はもっとよくなるよ」、そういう話をさせていただいた。

子供たちは目をきらきらさせて、「世の中というのはそんなに面白いのか」、「経済にはそんなエキサイティングなことがあるのか」、そういうお話を後の感想として語ってくれました。私にとっては大変うれしい経験でありました。

そういう子供たちに教育の機会を提供するというのはどうしても必要なことだと私は思います。しかし、同時にその際忘れてならないのは、私たち大人も金融経済教育について、もう一度色々なことを考え直さなければいけないということではないかと思っております。

後から野中ともよさんが登場されますが、野中さんは「私は金融経済教育を単に投資教育というふうに言ってほしくないんですよ」と仰っておられます。私は重要なポイントだと思います。投資教育だけというと、ちょっと極端に言うと、証券会社のためだけにやっているのではないだろうか、そんなニュアンスにすぐ結びついてしまうわけです。

しかし、実は同時に日本の大人の教育が必要ではないだろうかということが、わかりやすい例で言うと、日本の投資行動の中に表れているという側面が現実問題としてはあるのだと思います。

しっかりと稼いで、しっかりと運用していかなければいけない。しかし、今まで土地という特別な資産があった。そういう意味ではリスクとリターンに向き合って、自分でしっかりと判断して、資産運用、資産蓄積、資産形成をして

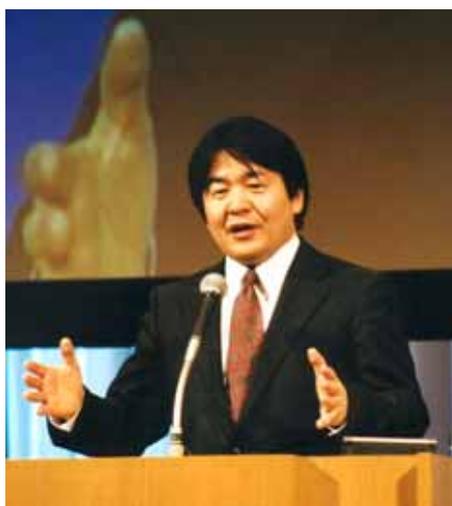


いくということに、残念だけれども、私たち日本の大人は必ずしも十分に慣れていないのではないだろうか。

その一つの表れがリスク商品といわれる株式等に対する資産運用が、諸外国に比べて極端に低いというところではないだろうか。私はこの事実は事実としてあるのだと思っております。これは皆さんよくご存じの数字だと思いますが、日本の1,400兆円に達する金融資産の中で株式および投資信託に向かっている分野は全体の6%しかありません。56%が預貯金に向かっている。アメリカではこの株式および投資信託に向かっている比率は28%、ドイツがアメリカと日本のちょうど中間ぐらいで16%です。

そういうことを考えて色々アンケートをとって、「なぜあなたは株式に投資していないのですか」というと、33%の方が「知識がないからです」と答えている。こういうことも踏まえて、大人の教育をどうしていくかということも、私たちにとって実はかなり根本的な、いや、むしろ子供の教育よりも考え方によっては急がれる課題なのかもしれないと、かねがね考えるわけでありませう。

そのアンケート調査は内閣府が実施したのですが、「学校で子供に対して金融経済教育が必要だと思いますか」というアンケートをとりますと、大人の66%が「そういう教育は必要だと思う」と答えている。そういう点から出発して、必ずしもまだ十分に社会的に普及・認知されていない金融経済教育を是非この機会、皆さんに専門家を踏まえて考えていただきたいと思うわけですね。



時間があまりないのですけれども、最後に色々これからこうした金融経済教育の問題を考

えるにあたって、是非私自身心したいなと、皆さん自身にも考えていただきたいと思う点を3点だけ申し上げておきたいと思っております。

それはこの金融経済教育の問題を考える場合に、社会的弱者、例えばハンディキャップを負っておられる方、長く病気で臥せておられる方、そういう方々に対する教育こそが実は大変重要なのではないかと、私自身かねがね思っております。経済情報に接する機会が、ハンディキャップを持っておられる方は健常者に比べて少ないかもしれない。所得獲得機会も健常者に比べて少ないかもしれない。

であるならば、貴重なお金をしっかりと運用して、後々の生活をしっかりと支えるような基盤を作っていく。そのためにはご自身に正確な金融経済情報・知識を持っていただいて、しっかりと自立して社会経済活動を送っていただけるような基盤を作って差し上げなければいけないのではないだろうか。そういう配慮を私たちの社会はどこかでしっかりとしていかなければいけないのではないかと思います。

ハンディキャップを負った方々と社会的弱者に対する金融経済教育の必要性、これは私は具体的にどうしたらいいかというのははっきりとした考えがあるわけではないのですが、是非しっかりと考えていく必要があると思っております。

第2にこの金融経済教育というのは、実は私たちの民主主義の意思決定を円滑に進めるために、非常に重要な役割を負っているんだというような幅広い認識が必要なのではないかと考えております。

一つの経済政策を決めるときに、民主主義社会はやはり民意を反映して決めなければいけない。そのときに国民の多くが需要と供給というのはどういうことなのか。金利はどのように決まるのか。財政赤字というのはどういう側面、どういう意味合いを持っているのか。そういうことを正確に理解しておられる場合と理解していない場合、その社会の意思決定は目に見えて違ってくるのだと私は思います。

その意味ではいま私自身、その民主主義社会の政治プロセスの中におりますけれども、世論は重要であり、その世論を構成する国民一人一人の金融や経済に対する十分な理解が大変重要な、健全な民主主義社会を支える基盤である。ちょっと大上段に振りかぶった意見かもしれませんが、私はそういう問題意識が常に必要なのではないかと考えております。

第3番目はそれに関連する問題であります、



是非ともこうした金融経済の教育を考える場合に、専門家とメディアの役割を重視していただきたいと思うわけです。

専門家について申し上げます。アメリカやイギリスの経済学分野で、経済学の社会教育という専門分野があります。経済学の社会教育。まさに経済学というのは非常に積み上げた精緻な理論体系を持っておりますが、それは専門家だけが持っていればよいというものではなくて、基本的な考え方は、先ほど申し上げた民主主義を支えるインフラとして、社会教育を通して国民にシェアしていただかなければいけない。それでは、どのようにしたら社会教育、国民一人一人にそのベースを理解していただけるのか。それを研究する専門家がいるということです。

イギリスのハイルブローナーという大変有名な社会思想、経済思想の専門家がいらっしゃいますが、彼はまさしくこの経済学の社会教育の専門家でもあります。私の知る限り、経済学の社会教育を専門にしている経済学者は日本におられないのではないのでしょうか。いや、もしいらっしゃったら、大変失礼でありますけれども、少なくとも社会的に認知されるようなグループにはなっていないということなのだと思います。

しかし、これは専門家の役割として、私自身その専門家の端くれでありますから、今の仕事が終わったら、いつか必ずこの経済学の社会教育というものを勉強したいと思っておりますが、是非必要だと思っております。

同時にメディアです。国民は経済の情報を何を通して知るのか。これは圧倒的にマスメディアを通して得られている。そのマスメディアがどのような金融経済の情報、ないしは場合によってはそのベースになければいけない基本的な考え方を与えているかということは、先ほど言った民主主義のインフラとしての重要な基礎であると私は思います。ちょっとラフな言い方をすると、金融経済

教育の重要な部分をマスメディアは担っているのではないかと思っております。

そういうような意味で、いま金融経済教育を担っている主体はたくさん増えてきたと思います。NPOが色々な形で活動し始めた。金融機関、証券会社、銀行もそれに前向きでなければいけないということで乗り出した。我々金融庁もそのような問題意識でやっている。同時にこのような金融経済教育のサークルに是非マスメディアの方にも入っていただいて、先ほど申し上げました民主主義を支えるインフラとしての、まさに Well Informed Public を作るための枠組みを是非考えていただきたいと思います。

最後になりましたが、私が数年前に読んだ本で、非常に印象に残った本があります。バーンスタインという人が書いた『リスク』という本です。リスクとリターンのリスク。大変興味深いことが色々書いてありましたけれども、リスクというのは中世から近世にかけて人間が神の束縛から解放されたときに始めて生まれた言葉なんだというのが、バーンスタインの説明でありました。

束縛を受けている間には自由がない代わりに、リスクもない。束縛から離れて、自由に自分で色々な意思決定をするからこそ、リスクがある。繰り返して言いますが、私たちはこれからの資産運用、リスクとリターンに正面から向き合わなければいけない。

それは取りも直さず、私たちには非常に多くの自由があるということだと思います。その自由の中で私たちが主体的な意思決定を行って、私たち自身の人生を豊かにしていく。そのための重要な基礎として、金融経済教育があるのだと思っております。

今日は後ほど登場される専門家の方々、そして若い皆さんと一緒に、是非この問題を考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

※ パネルディスカッションの様相については、来月号に掲載する予定です。

※ 金融庁では、金融経済に関する教育の推進に資するための副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」をホームページに掲載しております。

この副教材に関するご意見及び授業における実践例等を募っております。

「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」

ホームページアドレス <http://www.fsa.go.jp/fukukyouzai/index.html>

副教材に関する意見等のメールアドレス fukukyouzai@fsa.go.jp



家計と金融経済教育

金融研究研修センター
(金融庁総務企画局政策課)

村上 佳子

1. はじめに

本年1月31日、「金融経済教育を考えるシンポジウム」が開催された。これは金融研究研修センターが初めて主催するシンポジウムでもあり、私も参加させていただいたが、会合でのやり取りをお聞きする中で、金融経済教育には「株を買わせるための教育」というネガティブなイメージがつきまとい、金融経済教育に携わる関係者の方々の御苦勞も、この点に起因するところが大きいのではないかという印象を受けた。

そこで、今回は、このように株式投資が多くの人にとって敬遠されがちな背景、そして金融経済教育の意味などについて、改めて考えてみたい。

2. 株式投資をしたいと思わない理由

平成14年5月に内閣府から公表された「証券投資に関する世論調査」によると、全体の約83%の人が「今後株式投資を行うつもりがない」と答えており、そう答えた人に更にその理由を尋ねたところ、回答の上位5位は以下のとおりであった（複数回答）。

- 1 「株式投資に関する知識を持っていないから」(33.3%)
- 2 「株価の下落により損失が発生するリスクがあるから」(32.5%)
- 3 「まとまったお金がないと購入できないから」(32.4%)
- 4 「株式投資を行うのに十分な資産や収入がないから」(25.5%)
- 5 「資産運用は預貯金で十分だから」(14.6%)

これを見ると、株式投資が敬遠されがちな要因として、知識の問題は大きいようである。しかしながら、このほか、「リスクがとれない」「十分な資産や収入がない」といった回答の背景にある家計の財産状況にも注意する必要があるようだ。

3. 家計の財産状況

(1) マクロの家計金融資産

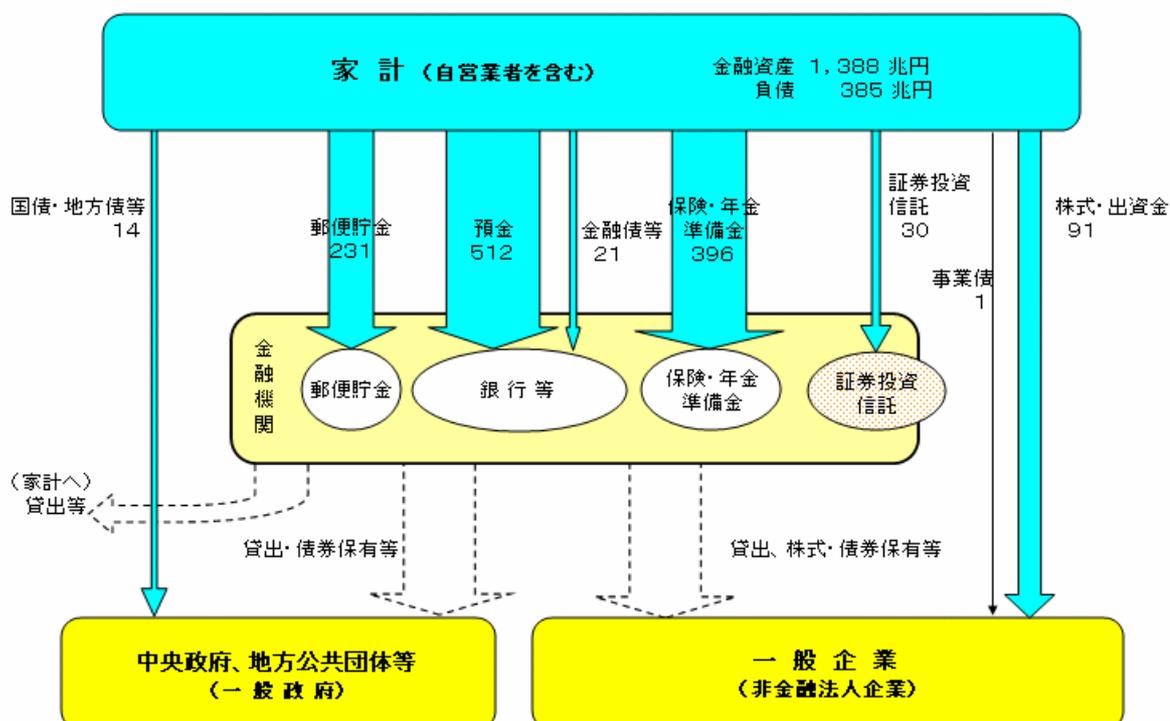
日本全体でみると、家計部門の金融資産は約1,400兆円ある（平成15年6月末現在）。図1は、その家計金融資産がどのように運用されているかを表したものである。これを見ると、家計が当面使わずに貯めた資金をどのような金融商品で運用しているか、またそれがどのようなルートを通して、生産活動に資金を必要とする企業部門や政府部門に供給されているかが分かる。

日本の家計金融資産における最大の特徴は、預貯金での運用が約743兆円と半分以上を占めていることである。預貯金は元本保証商品であり、また換金も容易なので、「安全性」と「流動性」を兼ね備えた商品であると言える。現在の家計はそうした性格の資産を圧倒的に選好している。

その他の特徴としては、ミドル・リスク商品（満期まで保有すれば原則として元本が償還される債券や、商品に応じてリスクの度合いを選べる証券投資信託など）の割合が極めて低いこと、また、資金供給ルートの面では、株式や事業債といった直接投資は少なく、大半が金融機関の仲介による資金供給となっていることなどが挙げられる。



家計の金融資産はどのように使われているか (平成15年6月末)



(注) 1. 「資金循環勘定」(日本銀行)より作成。

2. 家計金融資産の内訳は主要項目のみ掲載。また、各項目のうち割合の低い運用先は捨象。

3. 「銀行等」には「合同運用信託」を、「金融債等」には「信託受益権」を含めている。

(2) 1世帯当たりの状況

しかしながら、1,400兆円と聞いても、なかなか実感はわきにくい。そこで、総務省が5年毎に行っている「全国消費実態調査」(やや古いが、直近の平成11年調査を利用)を基に、1世帯当たりの貯蓄や負債等の状況について、少し詳しく見てみることにする。(ここでいう「貯蓄」は、預貯金のほか、保険の掛金や有価証券等も含めた金融資産(負債控除前)を指す。)

イ. 1世帯当たりの貯蓄・負債の状況

平成11年(11月末現在)における1世帯(ここでは単身世帯を除いた「二人以上の一般世帯」)の計数。以下同じ。)当たりの貯蓄現在高は1,485万円、負債現在高は567万円となっている。また、貯蓄種類別の構成比は、預貯金58.1%、生命保険など(生命保険・損害保険・簡易保険(掛捨ては除く))27.4%、株式・株式投資信託6.7%、債券・公社債投資信託2.5%等となっており、預貯金が半分以上を占めている構造はマクロで見た場合と同様である。更に、保有率でみると、預貯金を保有している世帯の割合は9割に近いのに対し、株式・株式投資信託、債券・公社債投資信託についてはそれぞれ19.0%、7.4%にとどまっているⁱ。

ロ. 世帯主の年齢階層別の1世帯当たり貯蓄・負債の状況

図2は、世帯主の年齢による1世帯当たりの貯蓄・負債の違いをグラフにしたものである。これを見ると、年齢が高くなるにつれて貯蓄現在高が多くなっているのが分かる。また、それにつれて、株式・株式投資信託の保有額も多くなっている。

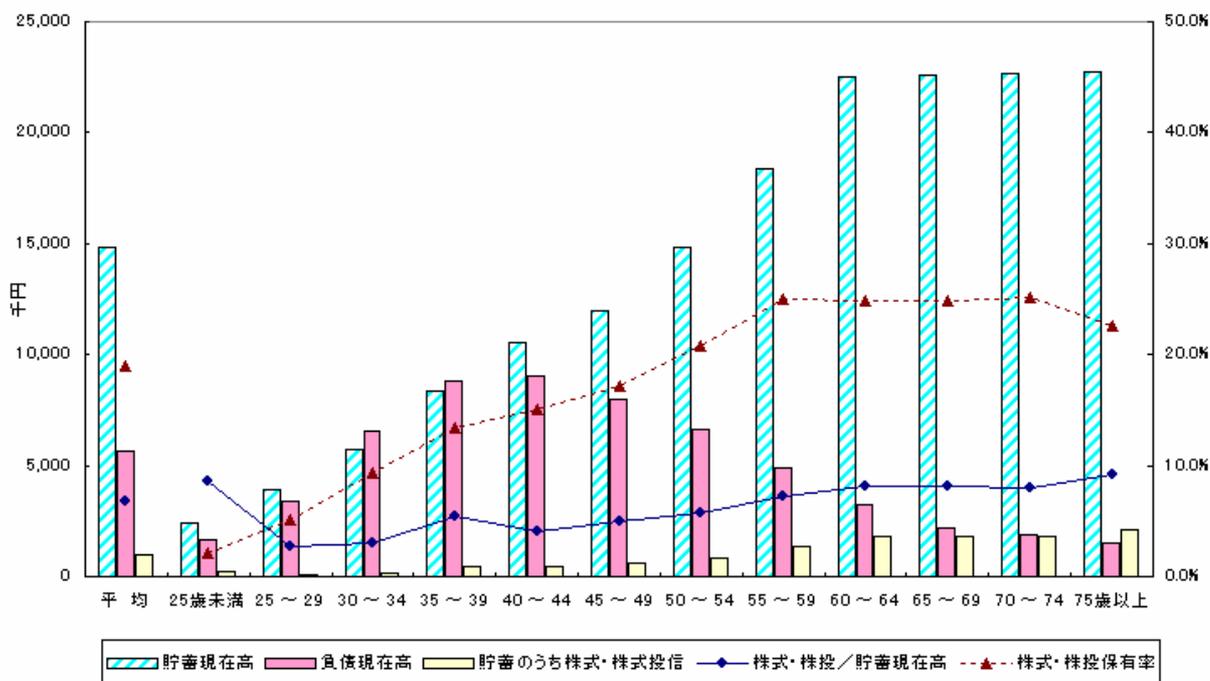
他方、負債現在高については、世帯主が30~40歳代の世帯で多くなっており、30歳代の世帯では負債が貯蓄の額を上回っている。また(グラフには記載していないが)、負債年収比(負債/年間収入)は、30~44歳の階層では100%を超えている。この負債の額のうち多くを占めるのは、住宅・土地のための負債(以下「住宅ローン」)である。



なお、株式・株式投資信託の保有状況を見ると、貯蓄に占める構成比には大きな違いはないが、保有率は年齢階層によってかなり異なっており、世帯主が 55～74 歳の階層では約 25%であるのに対し、35 歳未満の世帯では 10%未満、35～44 歳の階層でも 15%程度にとどまっているⁱⁱ。

(図2)

世帯主の年齢階級別1世帯当たり貯蓄・負債及び株式等保有状況



(注)総務省「平成11年 全国消費実態調査報告」より作成。(二人以上の一般世帯・全世帯ベース。各階層毎の計数は平均値)

ハ. 住宅ローンと株式保有ⁱⁱⁱ

住宅ローンは大きな負債だが、反面、それによって手に入れた土地や住宅が資産として残っているはずである。しかしながら、こうした資産は、換金することはあまり想定されていないだろうし、仮に換金しようとしても不動産価格の下落等で取得価格を大幅に下回るかもしれないといった状況では、「貯え」としては実感されにくいかもしれない。他方、貯蓄や年収を上回るローンを保有している場合、いざというときの返済原資を確保するため、「安全性」と「流動性」を兼ね備えた資産へのニーズが高まると考えられる。特に、終身雇用の前提があやうくなり、将来の収入に対する不安が高まってくれば尚更、このような資産が求められるのではないか。結果として、預貯金への選好が強まり、反面、価格変動リスクにさらされる株式等が敬遠されるのは、納得できることである。

この統計では、住宅ローンを保有している世帯は全体の 33.7% (特に世帯主が 40 歳代の世帯では約 50%) になることから、その影響は無視できないものと思われる。

4. 金融経済教育の意味

2. の世論調査で見られた「十分な資産や収入がない」「リスクがとれない」といった回答の背景には、家計の財産状況に対する厳しい認識があり、その1例として、上記のような住宅ローン負担の存在があると考えられる。そのため、金融経済教育について「株を買わせるための教育」といったイメージが先行すると、無理なことを強いられるといったネガティブな受け止め方がなされてしまうのかもしれない。

しかし、当然ながら、金融経済教育は「株を買わせるための教育」ではない。家計の資産運用と関連付けて考えてみると、例えば、次のような意味があると思われる。



(1) 選択の幅を広げる

家計の財産形成に当たり、ある資産を保有することを選択するということは、同時に他の資産を保有しないという選択をしているということの意味する。その際、保有しないこととした資産を仮に保有していたら得られたであろう利益は犠牲にされていることになる。

家計資産を選択するに当たっては、こうしたコスト（機会費用）も勘案しながら行わないと、思わぬ利益を逸することになる。その意味で、より多くの選択肢を知っているほど、賢い資産選択ができる可能性が広がるといえる。

例えば、現在（2月13日）、預金金利（3年大口定期）^{iv)}は0.07%、株式（日経平均採用銘柄）の配当利回り^{v)}は1.0%である。勿論、配当利回りは銘柄によって異なるし（最高値は3.05%、最低値は0（無配31社）、年度によっても変動する。また何より株式には価格変動リスクがある。しかしながら、仮に長期保有を想定するのであれば、価格変動はあまり気にする必要はない。その場合、預金と株式のどちらが得と考えるかは、人それぞれ、あるいは家計の事情によっても異なるのではないだろうか。（なお、発行会社が倒産すれば、株式は無価値になる可能性もあるが、上場会社（東証だけで約2,100社）のうち倒産した会社は、過去最多といわれる2002年でも29社、過去5年間の平均では16社と年間1%程度である^{vi)}。）なお、こうした長期投資の選択肢も有効に活かすという観点からは、退職までまだ間がある若い時期から金融経済に関する知識を身に付けておくことが重視されるべきである。

また、ローンを借りて住宅を保有するかどうか、選択の問題である。特に最近では、不動産価格の低迷、借家事情の変化、少子化の進展といった環境変化により、「持家」の有利性が薄れている可能性がある^{vii)}。また、雇用の流動化が進めば、将来の収入まであてにした多額の負債保有のリスクはより高まる。その場合、他の選択肢のメリット・デメリットを冷静に吟味できるだけの知識を持つておくことは大変重要である。

(2) 自分の身を守る

金融技術・情報通信技術の発達により、金融商品の内容も多様化し複雑化している。しかしながら、金融商品には共通する基本的な性質がある。例えば、金融商品のリスクとリターンの間には密接な関係があり、高リターンでありながら低リスクの商品はまず存在しない。まさに「ウマイ話にはウラがある」のである。こうした知識を身に付けていれば、痛ましい投資詐欺の犠牲等にならないよう、少しは自己防衛することができる。

また、前述の選択肢の問題とも関係するが、投資は分散することによってリスクを減らすことができる。「安全性」「流動性」を兼ね備えた預貯金も、例えば万が一急なインフレが起きれば、実質価値が目減りしてしまう。投資集中自体がひとつのリスクなのである。不測の経済ショックが起きた場合にも、こうした知識を持っていれば、そうでない場合に比べて損失を抑えることができる。

(3) 経済社会活動により深く関わる

3. (1) で述べたとおり、日本における家計から企業等への資金供給ルートは、金融機関の仲介によるものが中心となっている。この場合、最終的にどのような企業に資金を供給するかは、専門家としての金融機関の判断に委ねられる。例えば、銀行がどのような企業に貸出等を行うかについて、その銀行にお金を預けた預金者が物申すことはできない。

これに対し、株式や事業債の場合、投資先企業は投資家自身が直接選ぶことになるし、株主になれば、議決権行使等により投資先企業の経営に関与することができる。また、証券投資信託では、具体的な投資先の選定は運用会社に委ねられるものの、どのような投資を行うかという大まかな方針については了解した上で購入することになる。このように、どのような企業に資金を供給したいか、どのような企業を応援したいかという観点から、投資判断を行い資金を投じるという形で、経済社会活動により深く関わることもできるようになる。

もっとも、個人投資家が企業経営を左右することは、現実には難しい。しかしながら、金融経済に関する知識を身に付けることで、企業活動や経済政策の問題、市場の問題などについて、より深く理解することができるようになるだろう。



金融経済教育が普及すれば、逆に株式投資をする人が減る可能性もないわけではない。そうなれば、今度は、どのようにすれば市場の魅力を増すことができるか、政府を含む市場関係者の姿勢が試されることになる。そうした緊張感を生む意味でも、金融経済教育は必要なのである。

5. おわりに

かくいう私も、これまでの資産選択は極めて「日本的」で、預貯金に著しく偏っており、本稿は自戒もこめて書いている。今後は、幅広い選択肢・機会費用を意識しつつ、ウマイ話にはだまされないよう身を守り、企業活動や金融証券市場の問題にも関心を持ちながら、大事な財産を上手に築いていきたいと思う。

- i 米国でも、株式を直接保有している世帯の割合は21.3%と、日本と大きく違わない。ただし、投資信託や退職勘定等を通じた間接保有も含めた保有率は、51.9%となる（2001年の計数）。(Ana M. Aizcorbe, Arthur B. Kennickell, Kevin B. Moore (2003) “Recent Changes in U.S. Family Finances: Evidence from the 1998 and 2001 Survey of Consumer Finances,” *Federal Reserve Bulletin*, vol. 89)
- ii 米国では、世帯主が35歳未満、35～44歳未満の世帯の株式（直接）保有率は、それぞれ17.4%、21.6%であり、最も高い55～64歳（26.7%）との格差は日本ほど大きくない。（FRB「Survey of Consumer Finances」(2001)による。なお、同調査は単身を含む総世帯の計数だが、日本の場合、単身世帯の保有率の傾向も二人以上世帯とほぼ同様である。）
- iii 本項の記述に当たっては、古橋久也(2000)「我が国家計の資産選択行動について—持家選好・年功序列賃金制度と株式保有—」（日本銀行金融市場局）を参考にした。
- iv 東京三菱銀行の金利（2004年2月15日付日本経済新聞に掲載）
- v NIKKEY MONEY & MARKETS ウェブサイト掲載の配当利回り（直近決算期における配当金実績値／当日の株価）の平均値（N.A. 3社を除く222社の値の単純平均）
- vi 帝国データバンクによる。
- vii 古橋・前掲

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である）

※ 金融研究研修センターは、平成13年7月、金融庁における「研究と研修の効果的な連携」を目的として発足し、金融理論・金融技術等に関する研究を通じて専門的な知識を蓄積しつつ、それを活かした研修等により不断に職員のレベルアップを図っていくための活動を行っています。センターの概要や活動内容等については、ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>) をご覧下さい。



【特集：平成 16 年度税制改正(案)における金融・証券税制に係る措置について】

1. はじめに

平成 16 年度税制改正(案)については、先般 1 月 16 日、「平成 16 年度税制改正の要綱」が閣議決定されました。今般の改正においては、当庁の要望を踏まえ、公募株式投資信託に係る税制が上場株式並みに整備されるなど、金融・証券税制を中心に、種々の措置が講じられることとされています。ここでは、その主なものについて説明します。

2. 税制改正(案)の概要

(1) 公募株式投資信託の受益証券の譲渡益に係る税制の整備

- 公募株式投資信託の受益証券の譲渡益に対する税率が 26% (国税 20%、地方税 6%) から原則 20% (国税 15%、地方税 5%) に引き下げられることとされました。なお、上場株式等と同様に、平成 16 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間については、特例として 10% (国税 7%、地方税 3%) の税率が適用されることとなります。(なお、期中分配金、解約・償還益に係る税率については、平成 15 年度税制改正において、既に上場株式等並みに 10% とする軽減措置が講じられています。)
- 公募株式投資信託の受益証券についても、上場株式と同様に、特定口座での取扱いを可能とすることとされました。なお、外国投資信託については平成 16 年 4 月 1 日以後、国内の投資信託については、平成 16 年 10 月 1 日以後に適用されることとなります。
- 公募株式投資信託の受益証券の譲渡損失(解約・償還損を含む)について、上場株式等の譲渡損失と同様に、翌年以降 3 年間の繰越控除を可能とすることとされました。

(参考) 公募株式投資信託に係る主な改正点

	公募株式投資信託	上場株式・ETF 等
譲渡所得	26% 申告分離課税 ↓ 【改正案】 20% 申告分離課税 (平成 19 年 12 月 31 日 までは、10%)	20% 申告分離課税 (平成 19 年 12 月 31 日 までは、10%)
特定口座での取扱い	× ⇒ 【改正案】 ○	○
譲渡損失の繰越控除	× ⇒ 【改正案】 ○	○

(2) 特定口座の取扱者の範囲拡大

平成 16 年 4 月 1 日以降、銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合などにおいても、特定口座の開設を可能とすることとされました。この結果、これらの金融機関を通じて売買される公募株式投資信託の受益証券や、書面取次ぎにより売買される上場株式等の譲渡損益について、特定口座を利用することにより、簡易な手続での納税を行うことが可能となります。



(3) エンジェル税制の適用対象へのグリーンシート銘柄株式の追加

日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄株式のうち、ベンチャー企業、上場指向企業等を対象とするエマージング区分の株式(一定の要件を満たすものに限る)について、いわゆるエンジェル税制の適用対象に加えられることとなりました。なお、本措置は平成16年4月1日以後に払込みにより取得される株式について適用されます。この結果、対象となる株式のうち一定の要件を満たすものについては、投資額をその年の他の株式譲渡益から控除すること、譲渡益を2分の1に圧縮して課税すること、譲渡損失について翌年以降3年間繰り越して控除することなどが可能となります。

(4) 未上場株式の譲渡益に対する税率の引き下げ

グリーンシート銘柄株式を含む全ての未上場株式の譲渡益に対する税率が26%(国税20%、地方税6%)から20%(国税15%、地方税5%)に引き下げられることとなりました。

平成16年度税制改正(案)においては、上記の他にも、金融庁の要望項目について以下のとおり種々の措置が講じられることとされています。

- ・ 欠損金の繰越控除期間を5年から7年に延長すること(平成13年4月1日以後に開始された事業年度から適用)
- ・ 外国法人が発行する電子CP(いわゆるサムライ電子CP)の償還差益に係る源泉徴収を免除すること
- ・ いわゆる過少資本税制について、その適用要件として類似法人基準を用いる場合に、類似法人の過去3年以内の事業年度の借入・自己資本比率の利用を可能とすること
- ・ 投資法人の課税の特例について、不動産投資法人がSPCの優先出資証券を100%取得した場合においても、一定の要件の下、特例の適用を可能とすること
- ・ 資産整理に伴う債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、繰越欠損金から資本積立金相当額を控除しないこととすること
- ・ 預金保険法第102条に基づく資本注入に係る資本の増加の際の登録免許税の軽減
- ・ 産業再生機構等に係る法人事業税の外形標準課税の特例措置の創設
- ・ 連結付加税の廃止
- ・ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ
- ・ 外国金融機関等との間で行う債券現先取引(レポ取引)に係る利子の非課税措置を2年延長すること
- ・ 非居住者及び外国法人に対する民間国外債(ユーロ債等)の利子等の所得税及び法人税に対する非課税措置を2年延長すること
- ・ 銀行持株会社等の受取配当等の益金不算入等の特例制度を2年延長すること
- ・ コマーシャルペーパーに係る印紙税の特例措置を1年延長すること
- ・ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に係る登録免許税の特例措置を2年延長すること
- ・ 受取配当の益金不算入制度について、損害保険会社の積立勘定から支払われる利子を負債利子控除の対象から除外する措置を講ずること(5年間の租税特別措置)
- ・ 異常危険準備金の積立率の特例措置を3年延長すること



【集中連載】

市場機能を中核とする金融システムに向けて

（金融審議会金融分科会第一部会報告）

（第2回：「市場監視機能 体制の強化」「投資サービスにおける投資家保護のあり方」）

平成15年12月24日に取りまとめられた金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」について、前号の第1回においては「[市場間競争の制度的枠組み](#)」「[ディスクロージャー制度の整備](#)」を紹介しましたが、今回は「市場監視機能・体制の強化」「投資サービスにおける投資家保護のあり方」について紹介します。

「市場監視機能・体制の強化」については、(i) 市場監視機能の強化として課徴金制度の導入等、(ii) 市場監視体制の強化として証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等という2つの大きな柱からなっています。

(i) の市場監視機能の強化については、ルール違反は割に合わないという規律を確立するため、違反行為の程度や態様に応じた有効なエンフォースメント手段として、課徴金制度を導入するとともに差止・是正命令制度を改善し、あわせて、举证責任の転換を含め、被害者による民事責任追及を容易にするための措置を講ずるとされています。

(ii) の市場監視体制の強化については、(i) により強化された監視機能を行使する体制として、行政による証券検査は基本的に監視委員会に一元化するとともに、証券業協会や証券取引所など自主規制機関との役割分担を明確化して効率的執行を確保し、また、協会や取引所の自主規制部門における業務執行の独立性を担保するとされています。

「投資サービスにおける投資家保護のあり方」については、経済効果が同じ投資サービスは、同じ投資家保護の仕組みが必要であり、組合理型投資スキーム（民法組合、商法匿名組合、中小企業等投資事業有限責任組合など）を利用して一般投資家から資金調達する場合には、投資信託やSPCと同様に証券取引法を適用するとされています。また、これまで投資家保護が図られていない投資サービス、今後登場するであろう新たな投資サービスに対応する証券取引法を中心とした有効な投資家保護のあり方について検討し、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含めたより幅広い投資家保護の枠組みについて中期的課題として検討するとされています。

以下、両項目について報告の詳細を紹介します。

市場監視機能・体制の強化

1. 市場監視機能

(1) 基本認識

一般の個人が市場への参加を躊躇する背景には、証券投資に対する知識不足のみならず、市場において自らが公平に扱われるかどうかについての疑念が存在するものと考えられます。現在の証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という）も、平成3年の証券不祥事において、力のある者だけが損失補填を受けたことへの国民の不公平感や怒りを契機に誕生しました。そのコンセプトは、不公正取引を行わないよう監督するコーチから、何が不公正かを認定するアンパイアを分離し、独立して職権を行使させることにあります。以来、証券取引法違反に対する刑事告発や行政処分勧告を着実にやってきていますが、米国SECに比べると摘発件数には顕著な差があります。また、日本では、証券取引法違反に対する民事訴訟による責任追及もあまり行われず、証券取引法の民事責任に関する規定もほとんど利用されていません。

ひと口に違反行為といっても、現実には悪質性の度合いは千差万別です。刑事罰は対象者に



与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要があり、刑事罰を科すに至らない程度の違反行為は、結果として放置されることになってしまいます。一方、証券会社などに対する業務停止などの行政処分も違反行為に無関係な顧客の利便性を損う面があり、行政処分に値する違反行為に限定すべきだが、行政処分しかツールがないために、違反行為の実情に見合った抑止力として不十分と感じさせるケースもみられます。様々な違反行為の程度や態様に応じ、最適な手段によるエンフォースメントを可能にするためには、金銭的負担を課す制度（以下「課徴金制度」という）や違反行為そのものへの差止・是正命令など、ツールの多様化を図る必要があります。

米国SECが連日のように、様々なツールを活用して摘発している事態につき、米国民は違反の多さに愛想を尽かすというより、ルール破りは割に合わないという規律を感じ、むしろ市場への信頼の源泉となっています。日米の摘発件数や民事訴訟件数の差の背景には、違反自体の多寡や訴訟への抵抗感の違いがあるとの指摘もありますが、監視機能そのものが制度的に大きく制約されていることは否定できません。監視委員会が、刑事告発や行政処分勧告のように、言わばオール・オア・ナッシングの判断ではなく、違反行為の程度や態様に応じた様々なツールを活用していくことにより、実質的な監視能力の向上を通じた、市場への信頼性向上が期待できます。また、証券市場の国際性に鑑みれば、日本における公正な市場を担保するためのルールは国際的なルールと可能な限り整合的であることが望ましいと思われま

(2) 課徴金制度の導入など

違反行為に対する金銭的負担として、罰金額を大幅に引き上げるという考え方もありますが、他の刑事罰との均衡を考慮する必要性や、刑事罰そのものの謙抑主義的運用に鑑みれば、証券取引法の不公正取引規制違反、ディスクロージャー規制違反、証券会社などの行為規制違反を対象とした新たな課徴金制度を設けるべきであります。

課徴金の水準としては、ルール破りは割に合わないという規律を確立し、規制の実効性を担保するため、少なくとも違反行為による利得の吐き出しは必要ですが、違反行為が市場への信頼を傷つけるという社会的損失をもたらしていることをも考慮し、抑止のために十分な水準となるよう検討すべきであります。

また、現行の裁判所による差止命令制度は、投資家保護のため積極的に活用すべきですが、日本における違反行為の実情を精査しつつ、米国のような行政判断による差止・是正命令制度の導入についても、検討すべきであります。

新たなエンフォースメント手段の導入に際しては、当然ながら、ルールの適用に関する予見可能性を高めていかなければなりません。その一環として、ノーアクション・レターの一層の活用を図るべきでありますし、行政としても、可能な限り誠実かつ具体的に対応すべきであります。また、インサイダー取引規制をはじめとする既存の不公正取引規制そのものについても、時代の変化に対応した見直しが必要であり、引き続き、当審議会で審議していくこととしたいと考えます。

(3) 民事責任規定の見直し

証券取引法違反に対する民事訴訟を通じた責任追及があまり行われていないのは、そもそも不実開示などの違反行為が発見され難いことに加え、原告による損害額の立証が事実上困難であること、日本にはクラスアクション（集団訴訟）制度がないことによるとの指摘があります。もとより、立証の困難性は、証券取引分野に限った問題ではなく、証券取引の安定性といった観点も含めた検討が必要ですが、例えば、重要な不実開示がある場合について、不実開示を行った者と投資家との間で実質的な立証の負担のバランスを図るため、損害額を推定する規定を設けるなど一定の立法上の措置を設けることが望ましいと思われま

2. 市場監視体制

(1) 行政の体制

既述のとおり、証券不祥事を契機に誕生した経緯から、監視委員会の検査対象は不公正取引



であり、また投信・投資顧問会社などには及んでいません。監督部門から独立した客観的事実認定を担保する上で、コーチとアンパイアの分離の枠組みは依然有効であり、課徴金や差止・是正命令といった新たなツールの導入に際しても、監視委員会が事実認定した上で、監督部門に適切なサンクションの発動を促すという役割分担は維持することが望ましいと思われま

す。但し、検査の役割分担として、監視委員会が不公正取引、金融庁検査部門が証券会社などの財務や内部管理体制となっているのは、監視委員会誕生の経緯を反映したものであり、かつ、ビッグバン改革（分別管理の義務づけによる投資家保護）を経て行政として証券会社の財務などを直接把握する必要性は相対的に低下していることから、行政の検査体制は、金融庁に所要の役割を留保しつつ、基本的には監視委員会に一元化し、併せてその陣容を強化すべきであります。また、ディスクロージャー制度における届出書などの受理・審査、提出会社に対する検査や訂正命令といった業務の遂行体制についても、広い意味での市場監視体制の一環として、今回の措置と整合性をとりつつ所要の見直しを行うことが望ましいと思われま

す。これらの見直しは、金融のコングロマリット化や証券化が進む中での一元的な金融に関する企画・立案・監督の必要性や、コーチとアンパイアの分離の要請という日本の金融行政・金融市場の実情を踏まえた体制強化として、市場への信頼性向上につながっていくものと期待されます。

(2) 自主規制

市場の実情に精通している者が、臨機応変に自らを律していくことにより、投資家からの信頼を確保するという自主規制の理念については、何人も異論はないものと思われま

す。しかし、現実は理念どおりに機能していないとの指摘もあります。株式会社化して営利追求する証券取引所や業界団体でもある証券業協会に有効な規制が可能かという疑問や、行政と、各証券取引所、証券業協会、日本銀行など公的主体の検査業務に重複が多いことへの批判には、真摯に対応すべきであります。

まず、自主規制業務の遂行体制としては、他の業務から独立して行われるよう担保すべきであります。そのために、資本関係のない別法人とするか、親子・兄弟法人とするか、同一法人内の別組織とするかは、自主規制の現場の品質管理といった側面も踏まえて検討される必要があります。有効な体制を実現するために制度的な手当が必要であれば、選択肢が用意されることが望ましいと思われま

す。いずれにせよ、自主規制業務の独立した遂行体制を確立することは、広報活動や政策提言など、業界団体としての活動を制約なく行っていく上でも有益であることを銘記すべきであります。

また、検査については、行政の体制一元化を契機に、行政と自主規制機関及び自主規制機関相互での主たる役割分担を見直すべきであります。例えば、証券業協会が財務や内部管理体制、証券取引所が取引関連を一義的に分担し、行政がその結果をチェックするとともに、法令違反やシステミック・リスクなどを中心に検査するといった役割分担の姿も考えられるでしょう。今後、自主規制機関の検査体制が充実すれば、行政検査は、その検証にとどめることも可能になるでしょう。また、各主体間で、可能な検査方法の統一や合同検査の実施など、実務上の工夫を重ねることにより、市場監視体制全体としての効率性を確保していくことが望ましいと思われま

投資サービスにおける投資家保護のあり方

1. 基本認識

様々な投資サービスは、その名称やスキームの形態を問わず、投資家にとって経済効果が同じであれば、同じように保護されるべきであり、サービスを提供する事業者側から言えば、同じように規制に服すべきであります。こうした環境が整うことにより、名称やスキームの形態を問わず安心して投資できるようになり、貯蓄から投資への流れの加速にも寄与することになります。



近年、組合理投資スキームを活用し、業務執行組合員（営業者）が運用を一任される形態の公募型商品が販売されるようになっており、一部には詐欺的なものもみられます。また、これまでは中小企業の未公開株式などを対象に、事業を共同して行うことを前提としていた中小企業等投資事業有限責任組合制度において、上場株式や金銭債権への投資といった対象・機能の拡充が検討されており、これを活用すれば、運用を業務執行組合員に委任する一般的な投資信託やSPCに類似する商品も組成できるようになる見通しであります。こうした現状を踏まえれば、これらの組合理投資スキームについても投資信託やSPCなどの有価証券法制と同等の投資家保護の仕組みを整備することが必要であります。

米国でのリミテッド・パートナーシップは、Howey基準（共同出資して他者の努力による収益獲得を期待するもの）に該当すれば、証券法上の投資契約として、開示、販売、不公正取引規制が課されて投資家保護が図られるし、EUではパートナーシップを用いた証券投資は、それ自体認可制で、開示義務に加え、許可を受けた販売業者だけが行えることになっています。

一方、ベンチャー・キャピタルなどが、これまでも自由度の高い組合理投資スキームを用いることにより、産業に貴重なリスク・マネーを効果的に供給してきていることは積極的に評価でき、引き続きリスク・マネーの担い手としての役割が期待されます。業務執行組合員に運用を一任することなく、特定少数の出資者が共同で投資判断を行うベンチャー・ファンドなどについては、これまでどおり、過度な規制が課されないよう配慮すべきであります。また、投資家保護の仕組みの整備は、ファンドの課税上の取扱いが変わるような組合の性質の変化をもたらす筋合はないことに留意すべきであります。

2. 改革の方向性

組合理投資スキームについても、一般投資家に販売するのであれば、投資信託やSPCなどの有価証券規制と同様の開示は必要であるし、販売時において事前・事後の書面交付や、断定的判断の提供による勧誘の禁止、適合性原則の遵守などの投資家保護策を講じていくべきであります。

販売業者と当局の関係は、組合理スキームを含む商品ファンドや不動産特定共同事業のファンドでは許可制となっていますが、今回投資家保護を講じようとしているのが主として有価証券その他の金融商品に投資するものであることに鑑みれば、やはり投資信託やSPCのような登録制と同等のものとするのが考えられます。また、風説を流布したり偽計を用いるといった行為は、いかなる投資サービスにおいても禁止されるべきことは当然であります。

こうした投資家保護策は、基本認識を踏まえ、当面、証券取引法において措置することが適当であります。投資家にとって経済効果が同じサービスは同じように保護するシステムを確立するとともに、詐欺的な業者を排除するための手段を用意しておくことが、組合理投資スキームを発展させる上で必要であると考えられます。

但し、部外者にとっては、証券取引法における有価証券とか証券業といった概念は馴染みが薄く、違和感を覚えるであろうし、証券取引法そのものが累次にわたる改正により言わばパッチワーク状態になっていることも否定できません。そこで、当審議会において、今後、これまで投資家保護策の講じられていない投資サービスや、新たに登場するであろう投資サービスにつき、証券取引法を中心とした有効な投資家保護のあり方について検討することとしたいと考えます。また、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含めたより幅広い投資家保護の枠組みについて、中期的課題として検討を継続していくこととしたいと考えます。

※ 金融審議会金融分科会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」の本文等をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「審議会など」から「金融審議会」の「答申・報告書等」のうち、[平成15年12月24日「市場機能を中核とする金融システムに向けて」（金融審議会金融分科会第一部会報告）](#)にアクセスしてください。



【ピックアップ：中小企業金融】

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について

1. 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」とは

金融庁では、中小企業等への金融の円滑化に向けた取組みの一環として、中小企業など借り手の声を幅広く聞くため、「貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の電子メール・ファックスによる受付制度」（通称「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」）を開設しています。これは、中小企業が、金融検査マニュアルなどを理由に金融機関から不当な扱いを受けた場合等に、金融庁等に直接通報できるよう、ファックスや電子メールの受付窓口を設けたものです。

2. ホットラインに寄せられた情報の受付と活用の状況（平成15年9月末現在）

(1) 受付状況

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付・活用状況については、四半期毎に公表することとしており、平成16年1月30日に第4回目の公表を行いました(注)。平成14年10月の開設以降昨年12月31日までに受け付けた情報の累積件数は1,264件となっています。受付状況の詳細は別表を参照してください。

※ 平成15年3月末まで及び平成16年1月末までの受付・活用状況については、それぞれ金融庁ホームページの「報道発表など」から[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について](#)（平成15年4月21日）、[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について](#)（平成15年7月29日）、[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について](#)（平成16年1月30日）にアクセスしてください。

(2) 活用状況

- ① 金融機関全般に関する活用としては、貸し渋り・貸し剥がしホットラインに寄せられた情報を参考に、昨年7月、「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を制定しました。

また、これを踏まえて昨年8月に策定した「平成15検査事務年度検査基本方針及び基本計画」に基づき、今事務年度（平成15年7月～平成16年6月）の検査においては、特に借り手企業に対する説明責任の履行状況等の重点的検証を行っています。

更に、寄せられた情報を参考に、金融機関に対して、中小企業金融の円滑化や顧客への十分な説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化等を要請しています。

- ② 個別金融機関に関する活用は、以下の方法により行っています。

- (i) 受け付けた情報については、監督において、四半期毎にとりまとめ、金融機関の対応方針、態勢面等のヒアリングを実施しています。これらの情報のうち、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、臨機に、事実確認等のヒアリングを実施しています。

なお、これらのヒアリングの結果、監督上確認が必要と認められる場合には、銀行法第24条等に基づく報告を徴求することとしています。

- (ii) 検査においては、検査を実施する金融機関に関し、検査時まで受け付けた全ての情報や当該金融機関から徴求した報告の内容を参考とし、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。

なお、検査の結果、問題があると認められる金融機関に対しては、銀行法第24条等に基づき、その改善措置に関する報告を徴求することとしています。



- ③ 具体的な活用の状況は、以下のとおりです。
- (i) 昨年7月1日から9月30日までに受け付けた情報については、監督において、これを基に56金融機関に対してヒアリングを行いました。
また、そのうち監督上確認が必要と認められた2金融機関に対して、報告を徴求しました。
- (ii) 昨年7月1日から9月30日までに着手した検査においては、19金融機関の検査に際し、検査時まで寄せられた情報等を参考とし、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行いました。
また、検査の結果、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等に問題のあった3金融機関に対し、上記期間において、その改善措置に関する報告を徴求しました。
- ④ なお、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報をより有効に活用し、政府全体として対応を図るため、中小企業庁と連携して関係省庁間の連絡会議を随時開催しています。

(別表)

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付状況
(平成15年10月1日から12月31日までの受付分)

(参 考)

【受付件数】

10月1日から12月31日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
157	1,264

(注) 1件の情報で複数の機関に関するものなどがあるため、受付件数と下表二表の内訳の合計とは一致しない。

【業態別内訳 (情報提供者の主張に基づく分類)】

	10月1日から12月31日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
主要行	44	403
地方銀行・第二地方銀行	44	368
信用金庫・信用組合	18	173
政府系金融機関	18	134
その他	52	264

【類型別内訳 (情報提供者の主張に基づく分類)】

	10月1日から12月31日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
新規融資拒否として情報提供されたもの	44	356
更改拒絶として情報提供されたもの	8	88
返済要求として情報提供されたもの	26	284
担保売却として情報提供されたもの	17	100
債権売却として情報提供されたもの	5	37
金利引上げとして情報提供されたもの	8	87
追加担保要求として情報提供されたもの	9	71
金融商品等の購入要請として情報提供されたもの	1	19
強引な経営関与として情報提供されたもの	0	13
その他として情報提供されたもの	86	606

※「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の要領について、詳しくは金融庁ホームページの「政策ピックアップ」のコーナーから[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」](#)にアクセスしてください。



財務局長会議の開催について

金融庁は、1月28日、本事務年度(平成15年7月～平成16年6月)第3回目の財務局長会議を開催しました。会議においては、高木長官の挨拶、当庁各局及び証券取引等監視委員会事務局からの業務説明、竹中大臣及び伊藤副大臣からの挨拶後、大臣・副大臣はじめ当庁幹部と財務局長等との意見交換を行いました。

大臣挨拶の概要は、「金融システムの安定・強化に関しては、構造改革を支えるより強固な金融システムを構築するため、「金融再生プログラム」の諸施策の推進に全力を尽くしている。平成16年度の不良債権問題終結を目指し、取組を今後とも進めていく。中小・地域金融機関に関しては、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の諸施策を推進している。各財務局においては、今後とも、地域金融機関が策定した機能強化計画の実施状況について、中小企業関係者から得られた情報を活用しながら、引き続き是非しっかりとフォローアップしていただきたい。また、金融検査については、中小企業の実態により即した検査を確保する観点から、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の改訂版を2月中旬に公表する予定である。今回の改訂においては、各金融機関が行う債務者の再生等に向けた真摯な取組状況なども踏まえた検査を実施していくことを明らかにした、と考えている。次に、今通常国会においては、地域経済の活性化や金融システムの安定・強化に資するよう、金融機能の強化のための新たな公的資金制度の整備及びこれに関連する法律案の提出を予定している。金融資本市場の基盤整備に関しては、銀行等による証券仲介業務の解禁、市場監視機能・体制の強化、ディスクロージャーの充実・合理化、投資家保護範囲の拡大、市場間競争の制度的枠組みの整備等を図る法律案、株式等について、決済の迅速化・確実化を実現するために新たに振替決済制度の対象とするなどの制度整備を図る法律案のほか、信託業について、その担い手や受託可能財産の範囲の拡大を図るなど、信託制度の整備を図るための法律案の提出を予定している。」というものでした。

副大臣挨拶の概要は、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」の改訂では、検査において、金融機関による債務者中小企業への積極的な働きかけを勘案したり、あるいは擬似エクイティといった中小企業金融の実態への対応を行うなどの点を改訂案に盛り込んだ。改訂案は、更に寄せられたコメントを検討して、2月中には改訂版を公表する予定である。これをより広く深く浸透させていくということが極めて重要であり、各財務局においては、金融機関に対しても本部のみならず現場のレベルまで浸透を図るようには是非促していただきたい。更に、借り手の中小企業にも別冊の存在が十分認知されるよう、皆様の先導の下、各財務局・財務事務所の持つ様々なチャンネルを積極的に活用して、周知徹底を図っていただくよう心からお願いしたい。私も、現場の皆様と良く接触させていただく機会が多く、リレーションシップバンキングの機能強化をはじめとして、様々な中小企業金融の円滑化を図るための施策を展開しているが、それが必ずしも広く地域に浸透していないという現状がある。各財務局・財務事務所の皆様方の力が極めて重要であるので、特段のご配慮をお願いしたい。第2は、「ヤミ金融問題」の問題であるが、事態の深刻化を受けて、国会で改正の作業をさせていただいて成案を得、本年1月1日から施行された。各財務局においては、新法の施行を踏まえ、厳正かつ適切な監督を行うとともに、ヤミ金融等被害対策会議の開催等、都道府県、警察当局及び関係団体との一層の連携強化に努めていただきたい。第3に、証券仲介業制度については、個人投資家の裾野を広げ、証券市場の活性化に資すべく、本年4月からこの制度の導入がなされるが、各財務局においては、仲介業者の登録事務を円滑に進めるよう、その対応をお願いしたい。」というものでした。

竹中大臣、伊藤副大臣はじめ当庁幹部と財務局長との意見交換においては、「地域経済と金融」についての財務局長からの報告及びそれについての意見交換が行われました。



【集中連載】

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂について

（第2回：「債務者との意思疎通」、「擬似エクイティへの対応」）

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕は、中小企業向け融資に焦点を合わせた金融検査の手引書（事例集）です。金融機関も融資に当たって参考にしており、借り手である中小企業の皆様にも参考になると思われます。

金融庁は、中小企業の実態を反映したより一層きめ細かな検査を目指して、この金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂することとしております。

そこでアクセスFSAでは、前号より金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂の内容についてより多くの方々に知っていただくため詳細な解説を連載しており、[第1回目の「改訂の背景」](#)に続いて、今回は「債務者との意思疎通」、「擬似エクイティへの対応」について記載します。

なお、現在改訂作業中であり、解説内容に変更があった場合には、第3回目以降において補足させていただきますので、予めご了承ください。

1. 債務者との意思疎通

(1) 企業の成長性等について金融機関の評価を尊重

当局が検査を実施するに当たって、債務者区分の判断において、企業の技術力、販売力、経営者の資質等や成長性を評価する場合に、企業訪問・経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、これらが良好である場合には当該金融機関の評価を尊重することとしています。

これは、中小・零細企業の債務者区分の判断に当たっては、日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じ適切に債務者の経営実態を把握することが不可欠であり、そうして得られた情報を金融機関が分析をし、企業の成長性を客観的に評価し、その評価に合理性が認められるのであれば、当該金融機関の情報収集・分析能力を尊重するというものである。

今回、改訂案をパブリック・コメントに付したところ、密度の高いコミュニケーションとは、週に何度企業訪問をすれば良いのかなどの質問を頂いたところですが、企業内容を正確に把握するためには、その企業にあったコミュニケーション方法があると考えられます。また、いくら頻度をあげても、金融機関が情報を把握し、これを正確に分析する能力がなければ（つまり、金融機関の目利きがなければ）、金融機関の評価を尊重することはできないと考えています。

(2) 金融機関による中小・零細企業の再生支援の実績を引当率に反映

金融機関が積極的に要管理先等の企業・事業再生支援に取り組めば、将来的には債務者の状況は改善し、結果として金融機関の信用リスクが減少するものと考えられます。

したがって、金融機関が真摯かつ積極的・組織的な企業・事業再生支援への取り組みを実施している場合には、その実績データが存在している債務者を、それ以外の債務者と区別してグルーピングすることにより、引当率に格差を設けることができるものとしたものです。

また、金融機関が引当率の格差を設けている場合には、そのグルーピング基準が恣意的なものではないことや引当率の算定に当たっては、十分な母集団が確保されている必要があります。

2. 擬似エクイティへの対応

DDS（貸出債権を資本的劣後ローンに転換することをいう）については、平成15年7月に公表された「新しい中小企業金融のあり方に関する研究会報告書」において検討がなされており、同報告書にあるとおり、中小・零細企業においては、設備資金目的の長期借入金など、事業基盤となっている資本的性格の資金を融資の形で調達している、いわゆる「擬似エクイティ」的な融資形態が



多く見られます。金融機関が中小・零細企業の経営改善の一環として、こうした中小・零細企業特有の財務状況の改善に取り組んでいくことを促進する観点から、DDSの取扱いを今回の改訂案に盛り込みました。

具体的に、金融機関の中小・零細企業向けの要注意先債権（要管理先への債権を含む）で、貸出債権の全部または一部を債務者の経営改善計画の一環として、一定の要件を満たす貸出金（以下：資本的劣後ローンという）に転換している場合には、債務者区分等の判断において、当該資本的劣後ローンを当該債務者の資本とみなすことができることとしたものです。

資本的劣後ローンを資本とみなすに際しては、その特性を勘案し、例えば市場価格のない株式の評価方法を踏まえて算出する等、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととしています。

また、資本的劣後ローンに転換された部分が貸出条件緩和債権に該当する場合であっても、当該債権の残債等については、あらかじめ要管理先に対する債権として扱うことはしないものとしています。

- ※ 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」について、詳しくは金融庁ホームページの「政策ピックアップ」のコーナーにある「中小企業金融特集」の[「金融検査マニュアル別冊\(中小企業融資編\)」](#)にアクセスしてください。
- ※ 金融検査については、アクセスFSA第10号の[「金融便利帳：金融検査」](#)で解説しておりますので、アクセスしてみてください。



【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっと沢山ご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 先般国会提出された金融機能強化法案について、期待することは何ですか？

A： 日本の経済全体がバランスシート調整を進める中で、金融機能の一層の強化、更なるリスクに対応して、このデフレ経済の状況下で、厳しい状況下で更なるリスクに対応できるような、そういう体制をとっていくことが今非常に重要な課題になっていると思います。

そうした観点から、今回このような金融機能の強化のための経営改革を行って収益改善を行う、それで金融機能を強化してしっかりと金融を支えていけるような金融機関に政府が資本参加すると、そのような仕組みが大変重要な意味を持っているとっておりますので、しっかりと対応していきたいと思っております。

(平成16年2月6日(金) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 第159回国会に提出した「金融機能の強化のための特別措置に関する法律案」及び「預金保険法の一部を改正する法律案」の詳細については、金融庁ホームページの「国会提出法案」から[\[第159回国会における金融庁関連法律案\]](#)にアクセスしてください。

Q： 主要行に対する特別検査が今回3年連続で行われますが、その実施に併せて行われる企業の再建計画の検証の取組みについてお聞かせください。

A： 以前からも、バランスシート調整を進めるという観点から再建計画の検証チームの役割は大変重要だというふうに申し上げてきました。

非常に限られたキャパシティーの中で、担当は非常に一生懸命やってくれていると思いますけれども、引き続きその検証をしっかりと行っていくということ、それと、検査と監督の連携をしっかりとさせながら、実効性のある検査を、監督をしていきたいというふうに思っています。

(平成16年1月27日(火) 竹中大臣記者会見抜粋)

(検査と監督の) 連携のあり方については、これはこれまでももちろんしっかりと連携は色々な形で取られているわけでありましてけれども、以前から申し上げておりますように、再建計画の検証が大変重要であって、それを当然フォローアップするという意味での監督の役割も重要であると引き続き思っております。具体的にどのように行っていくかというのは、これからまた色々な検討を我々なりにするつもりでありますけれども、いずれにしても信用リスク管理の観点から連携をして、しっかりとフォローアップしていく、そういう意識を強く持ってやっていくことになっております。

(平成16年1月30日(金) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 「特別検査」については、金融庁ホームページの「金融早わかりQ&A」から[『特別検査』とはどのようなものですか](#)」にアクセスしてください。



Q： 先般発表された去年 10 - 12 月期の GDP 速報の数値について、どのように評価しますか？また、デフレからの脱却という先行きが見えてきたのでしょうか？更に今後の懸念材料はどういった点ですか？

A： 年率換算で 7.0%の実質成長ということで、総じて民間の予測も含めまして高めの数字が出るという期待はありましたけれども、それを上回る数字であったと思っております。

政府の経済判断は、景気は着実に回復しているということですが、民需を中心に緩やかにしっかりと回復していると、そのような実感を改めて思っております。

(中略)

今年度の経済の実績見込みにおきましても、経済成長の中で外需の貢献というのは4分の1ぐらいで、4分の3ぐらいは内需だと我々は見えていたわけですが、概ねそのような結果になっています。

成長率そのものも、13年ぶりの高さということで、民需を中心に回復にあるということであり、こうした効果を地域や中小企業に浸透させて、しっかりとしたものにしていくことが重要だと、そのためにも構造改革をしっかりと進めていかなければいけないということだと思います。

(中略)

日本経済は、引き続き緩やかなデフレの中に依然としてあると思っております。そういう意味での認識は変えておりません。しかし、名目の成長率も3四半期連続してプラスが続いているということで、引き続きしっかりと見なければいけませんけれども、デフレの克服に向けて少しずつ前進していきたいと思っております。

(中略)

経済に対する懸念材料というのは、常に何らかの形であると思っておりますけれども、今の状況で言いますと、為替レートを中心とする国際的な資金の流れの問題等々は引き続き見ていかなければいけませんし、世界全体がバランスよく発展していけるかどうかということも見ていかなければいけないと思っております。

それと国内的には、これを地域、中小企業に、これからしっかりと浸透させなければいけない段階だと思っておりますので、そういう点を引き続きしっかりと見ていきたいと思っております。

(平成 16 年 2 月 18 日 (水) 竹中大臣記者会見抜粋)

※ 四半期別 GDP 速報 (平成 15 年 10-12 月期・1次速報) については、内閣府 経済社会総合研究所のホームページから「[四半期別GDP速報\(平成 15 年 10-12 月期 1次速報\)](#)」にアクセスしてください。



【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**証券取引所**」です。

- 証券取引所は、有価証券等の売買を行う取引所有価証券市場を開設して、投資者に取引の場を提供するという役割とともに、市場の**公正性**や**透明性**を確保するという**自主規制機関**としての役割を果たしています。具体的には、上場する会社の審査や有価証券の取引が公正に行われているかどうかの売買審査を行ったり、上場会社に適切なディスクロージャーを求めたりといった上場有価証券の管理、更に法令違反を犯した会員・取引参加者（証券会社）に対して処分を行ったりしています。
- 証券取引所の歴史は古く、17世紀初めに設立されたアムステルダム取引所がはじまりと言われていますが、日本においては、明治11年、「株式取引所条例」に基づいて、東京と大阪に設立された株式取引所がはじまりとなります。
- その後、戦争中に一時閉鎖されたものの、昭和23年に制定された「証券取引法」のもとで、東京、大阪、名古屋、京都、神戸、広島、福岡、新潟及び札幌の9つの各証券取引所で株式の売買立会いが約3年ぶりに再開されました。その後、昭和42年、神戸証券取引所の解散、平成12年、広島証券取引所・新潟証券取引所の東京証券取引所との合併や平成13年、京都証券取引所の大阪証券取引所との合併を経て、現在は**東京、大阪、名古屋、札幌、福岡**の5つの証券取引所において取引が行われています。
- 現在の証券取引所は非常に公共性の高い業務を行っているため、免許制がとられており、定款、業務規程等の規則の変更についても、内閣総理大臣（金融庁長官）の認可を要することとされており、取引所が法律違反等を行った場合には、内閣総理大臣（金融庁長官）から業務改善命令などの行政処分が行われることになります。
- また、戦後、再開された証券取引所は会員制の法人でしたが、国際的な市場間競争への対応、システム投資のための資金調達手段の多様化、株主を重視した意思決定の迅速化などを目的として、平成12年に証券取引法が改正され、証券取引所が株式会社形態を取ることが認められました。これにより5つの証券取引所のうち東京、大阪、名古屋の各取引所は株式会社に組織変更を行っております。
- 東京、大阪、名古屋の各取引所には、**市場第一部**と**市場第二部**の区分があり、札幌、福岡の各証券取引所においてはそうした区分をせずに取引が行われてきましたが、各証券取引所は、そうした既存市場に加えて、平成11年以降、順次**新興企業向けの新市場**を開設しました。
- 東京証券取引所は、平成11年に高い成長の可能性を有する新興企業の資金調達を円滑にし、新たな産業の育成に資するとともに、投資者に多様な投資機会を提供することを目的として、ベンチャー企業向け新市場「**マザーズ**」を創設しました。
- また、大阪証券取引所は、平成12年に米国ナスダックと業務提携し、ノウハウやコンセプトを導入したナスダック・ジャパン市場を開設しました（ナスダック・ジャパン市場は平成14年10月に米国ナスダックとの業務提携が解消されたことに伴い、平成14年12月よりニッポン・ニューマーケット「**ヘラクレス**」に名称が変更されています。）。
- 更に名古屋証券取引所は平成11年に「**セントレックス**」を、札幌証券取引所は平成12年に「**アンビシャス**」を、福岡証券取引所は同じく平成12年に「**Q-BOARD**」をそれぞれ創設し、各証券取引所とも成長性が期待できる新興企業に資金調達の場を提供しています。
- また、補足になりますが、企業が株式等を公開する市場としては、証券取引所が開設する取引所有価証券市場のほか、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場（**ジャスダック市場**）があります。日本証券業協会は、全国の証券会社や外国証券業者そして証券業を行う登録金融機関を構成員（協会員）として組織されており、内閣総理大臣の認可を受けた法人です。
- 各証券取引所について、以下にご案内します。



東京証券取引所

昭和 24 年に創設された東京証券取引所株式市場は、時価総額 310 兆円（平成 15 年末時点）、昨年一日平均売買代金約 9,900 億円（平成 15 年）と、世界でも屈指の規模と流動性を誇る市場となっております。

また、東証は、国債先物・先物オプション市場と T O P I X 先物・オプション市場に代表される債券とエクイティの両方の派生商品市場を開設しており、現物市場と派生商品市場とを有する総合取引所として、内外における資金運用及び資金調達を支える重要な機能を担っています。

大阪証券取引所

昭和 24 年に設立された大阪株式取引所は東京証券取引所と並び日本で最も古い証券取引所の一つです。

株価指数先物・オプション取引など株式デリバティブの分野においては、大きなシェアを有し、日本の中心市場となっております。特に主力商品である日経 225 を対象とした先物・オプション取引は、海外でも取引されるなど高い認知度を得ています。現物市場においては、新興企業向けの市場作りにより 20 年以上前から取り組んでおり、ベンチャー企業やニュービジネス企業の育成・支援に力を注いでいます。

名古屋証券取引所

名古屋証券取引所は、昭和 24 年に設立され、平成 14 年に証券会員制法人から株式会社へ組織変更し、株式会社名古屋証券取引所となりました。

現在、市場は、市場第一部、市場第二部、新興企業向け市場であるセントレックスに分かれており、中部地方の地元企業を中心に 415 社（2 月 10 日現在）が上場しています。

また、平成 6 年から独自の I R イベントである「名証 I R エキスポ」を毎年開催するなど、以前から上場会社の I R サポートに力を入れています。

札幌証券取引所

札幌証券取引所は、北海道における地域産業の振興及び地域経済の発展に資するため、地元証券界などの協力により、昭和 24 年に戦後新たに設立された証券取引所です。北海道の企業に直接金融による資金調達の機会を提供するとともに、投資家への資産運用の場としての投資物件の提供など、その機能を発揮し、開所以来延べ 269 社の企業が上場を果たし、北海道経済の発展に寄与しています。

福岡証券取引所

福岡証券取引所も、昭和 24 年に設立され、これまで九州の地元企業を中心に、その資金調達の場として、地域経済の発展に大いに貢献しており、現在においても会員・投資家・上場企業のニーズに応え、魅力ある市場となるよう、種々の施策に取り組んでいます。最近では、平成 10 年 6 月には九州の財界を中心に「福岡証券取引所活性化推進協議会」が設立されるなど、取引促進・新規上場促進のための活動がなされています。

<証券市場一覧>

証券市場名	従来の市場	新興・企業向け新市場
東京証券取引所	市場第一部、第二部	マザーズ
大阪証券取引所	市場第一部、第二部	ヘラクレス
名古屋証券取引所	市場第一部、第二部	セントレックス
札幌証券取引所	既存市場	アンビシャス
福岡証券取引所	既存市場	Q-BOARD
日本証券業協会	ジャスダック市場	—

<証券取引所の概要>

(平成 15 年 12 月現在)

	東京	大阪	名古屋	札幌	福岡	協会
公開会社数	2,174	1,140	421	108	171	943
第一部	1,533	721	290	170	107	
第二部	569	316	131			
新興市場	72	103	0	1	1	
公開株式数 (億株)	3,297	2,420	1,441	852	740	97
株式時価総額 (兆円)	316	209	140	81	75	9.3



【お知らせ】

○ 国家公務員 種試験志望者のための霞が関官庁探訪の実施について

金融庁においては、平成 17 年度採用予定 I 種職員の募集にあたり、「国家公務員 I 種試験志望者のための霞が関官庁探訪」を以下の要領で実施します。多くの志望者の皆様にご参加をいただければ幸いです。

1. 日時：3月3日（水） 第1回 10：00～11：30
第2回 13：15～14：45
第3回 15：45～17：15

2. 集合場所：東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎4号館（金融庁）12F研修室(1203号室)

(注) 各回、開始時間の5分前には集合して下さい。なお、訪問の際には必ず、学生証等の身分証票をご持参ください。

3. 参加方法：予約制とはいたしませんので、金融庁の業務に少しでも興味をお持ちの方は、当日、直接会場までお越しください。

4. ツアースケジュール：**集合場所にて受付 金融庁ガイダンス**（採用担当者より、金融庁の役割・組織、採用方針について簡単に説明します。） **庁内ツアー**（小規模のグループに分かれ、日々業務を行っている職場を実際に見学していただきます。） **業務説明会**（職員より現在の職務内容から仕事に関する裏話や成功談、失敗談に至るまで、お話しいたします。談話後には質疑応答の時間を設けますので、政策論から私生活に至るまで、是非気軽にご質問ください。）

問い合わせ先：金融庁総務企画局総務課 齊藤
E-mail taka-saito@fsa.go.jp
Tel 03-3506-6359
Fax 03-3506-6267

○ 大臣・副大臣への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えする【**竹中大臣に質問!**】、【**伊藤副大臣に質問!**】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「**ご意見箱**」にお寄せください。その際、ご意見箱の**件名**の欄には、必ず「**大臣に質問**」あるいは「**副大臣に質問**」とご記入ください。また、**本文**の欄に**ご質問の内容**をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが**100字以内**に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣または副大臣の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣へのご質問がございました方は、「**ご意見箱**」へどうぞ。また、「**大臣・副大臣への質問募集中**」にもアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等をお申し込みいただき、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「**新着情報メール配信サービス**」へどうぞ。



【1月の主な報道発表等】

- 5日(月) [アクセス](#) ・ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表 (パブリック・コメント)
- 9日(金) [アクセス](#) ・ 北海道労働金庫、新潟労働金庫、長野県労働金庫、静岡県労働金庫、東海労働金庫、九州労働金庫及び沖縄県労働金庫に対する行政処分
- 13日(火) [アクセス](#) ・ 公認会計士に対する懲戒処分
- 16日(金) [アクセス](#) ・ 金融審議会委員の任命
[アクセス](#) ・ みずほインベスターズ証券株式会社に対する行政処分
[アクセス](#) ・ 第15回金融審議会金融分科会第二部会開催
[アクセス](#) ・ リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況(平成15年度上半期)の公表
- 20日(火) [アクセス](#) ・ 第7回金融審議会金融分科会特別部会開催
- 27日(火) [アクセス](#) ・ 英国金融サービス機構(FSA)の上場規則見直し提案へのパブリック・コメント・レターの発出
- 28日(水) ・ 全国財務局長会議開催
- 29日(月) [アクセス](#) ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリック・コメントの結果
[アクセス](#) ・ 証券会社に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリック・コメントの結果
[アクセス](#) ・ 証券会社に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)および事務ガイドライン(案)に対するパブリック・コメントの結果
[アクセス](#) ・ 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)、証券仲介業者に関する内閣府令(案)、外国証券取引所に関する内閣府令(案)、証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(案)および事務ガイドライン(案)に対するパブリック・コメントの結果
- 30日(金) [アクセス](#) ・ 金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に対するパブリック・コメントの結果
[アクセス](#) ・ 15年9月期における不良債権の状況等
[アクセス](#) ・ 事務ガイドライン「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」の一部改正
[アクセス](#) ・ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について
- 31日(土) ・ 「金融経済教育シンポジウム」の開催

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

